

新たな農地管理政策の実現に向けた農地情報管理手法の開発に係る委託事業 Q&A

(令和8年4月21日時点)

番号	質問	回答案
1	成果物の「プログラム」のイメージは何か。	そのまま横展開できるような指示書をイメージしています。
2	汎用可能な農地情報管理技術の提案について、農林水産政策研究所の持つ技術を横展開させることでよいのか。独自開発が必要なのか。	農林水産政策研究所の技術（小麦の作付地の把握）は基本的な技術なので、例えば中山間の荒廃農地が把握できるような応用技術の開発があるとよいと考えています。
3	1,400万円は半年度の予算か。	初年度のみ予算となります。
4	仕様書3.（1）市町村等における農地情報管理に関する実態把握について、等とはどこか。	都道府県や水土里ネットを想定しています。
5	仕様書3.（1）市町村等における農地情報管理に関する実態把握について、ここでの市町村はモデル地域でなくともよいのか。	モデル地域でなくとも構いませんが、モデル地域が望ましいと考えています。
6	仕様書3.（4）モデルとなる都道府県、市町村、農業団体等を設定し、現場実証を行うとあるが、モデル地域は農林水産政策研究所で選ぶのか。	農林水産政策研究所が農林水産省地方農政局等を通じて手が挙げた市町村から地域類型を考慮して選択する予定としていますが、独自の提案も可能です。
7	モデル地域は何地域選ぶ必要があるか。	平地/中山間、水田/畑作など異なる類型で複数の地域を選定してください。ただし、例えば一市町村内に異なる類型を抱える場合には、複数でなくとも構いません。
8	モデル地域ごとにコンソーシアムを設置しなければならないか。	モデル地域ごとに設置いただきたいと考えています。
9	想定されるコンソーシアムの構成員を教えてください。	都道府県及び市町村の職員、関係団体職員、有識者、農林水産政策研究所研究員等を想定しています。
10	コンソーシアムの有識者は農林水産政策研究所が指定するのか。	指定はしませんが提案は可能なのでご相談ください。
11	企画提案書には3年間のスケジュールを記載するのか。初年度のみでよいのか。	3年間のスケジュールを記載してください。
12	農林水産政策研究所とは「検討会」のような会議が必要か。	形式にはこだわらず日常的にやりとりを行うことを想定しています。
13	本事業で最終的に求められる成果の完成度について 本事業では、汎用可能な農地情報管理技術の提案、モデル地域での実証、プログラム及びマニュアルの作成等が示されていますが、最終的に求められる成果物は、研究的なPoCレベルを想定されているのか、あるいは市町村実務で直ちに利用可能な業務ツールレベルまでを想定されているのか、ご教示ください。	前者を想定しています。
14	政策研究所の既存成果の活用範囲について 本事業は、農林水産政策研究所が保有するGISや人工衛星画像解析に関する知見・技術を活用する前提と理解していますが、提案者としては、政策研究所の既存成果を必ず基礎として用いる必要があるのか、また、提案者独自の手法・アルゴリズム・システム構成を併用又は代替的に提案することが可能か、ご教示ください。	農林水産政策研究所が保有する知見・技術の基本的な考え方（できる限り安価なデータとフリーのソフトを利用した分析システム）を共有した上で、提案者独自の手法のご提案も可能です。
15	提供予定のデータ及び技術資料について 実証や手法開発に当たり、衛星画像データ、既存GISデータ、政策研究所における既往研究成果、仕様書・分析手順書等が提供される想定かをご教示ください。あわせて、提供される場合は、データ種別、解像度、更新頻度、利用条件等の概要もご教示いただけますと幸いです。	農林水産政策研究所から提供できる既往の研究成果としては、説明会資料でお示した小麦の作付地の変化の把握に関する学会報告資料などを想定しています。例えば荒廃農地の分析についてはこれから研究していく段階ですので、現時点で詳細は決まっていません。なお、必要なデータは購入いただきたいと考えています。
16	システムの実装形態について 市町村職員が現場又は庁内で利用することを想定した場合、成果物の実装形態としては、Webアプリケーション、GISプラグイン、スタンドアロンアプリケーション等のいずれを想定されているでしょうか。特段の指定がない場合、提案者側で最適と考える形態を提案して差し支えないか、ご教示ください。	スタンドアロンのアプリケーション等にした場合、システムメンテナンスが必要になります。そのため、できるだけ大がかりなシステムにすることなく、既存のアプリケーションを組み合わせる等々の対応によって、現場に実装できる仕組みをご提案いただきたいと考えています。
17	UI/UXの作り込み水準について 成果物として「市町村職員等が簡便かつ効率的に把握・管理できる手法」が求められていると理解していますが、操作画面やUI/UXについて、どの程度の作り込みが期待されているかをご教示ください。たとえば、検証用の簡易画面で足りるのか、非専門職員による継続利用を見据えた操作性まで含めて求められるのかを確認したく存じます。	成果物として求めるものは、「非専門職員による継続利用」です。4の質問に通じますが、大掛かりなアプリケーション開発にしまうと、メンテナンス等が必要となってしまう、継続性が担保されません。例えば、Python等によって全体を動かすコードを作ってもらう程度になるかもしれません。
18	ホスティング及び運用主体について 成果物がWebサービス等となる場合、実証期間中のホスティング、クラウド利用、サーバ管理等は受託者側で実施する想定でしょうか。また、実証終了後の運用主体について、受託者、モデル自治体、農林水産省のいずれを想定されているか、ご教示ください。	運用主体は自治体を想定しています。ですので、クラウドは利用せず、手元のPCにデータとソフトを入れて動かせる仕組みを想定しています。

番号	質問	回答案
19	<p>対象経費として計上可能な範囲について</p> <p>クラウド利用料、外部API利用料、ソフトウェアライセンス料、端末レンタル料、通信費、講習会実施費等は、本事業の対象経費として計上可能でしょうか。あわせて、タブレット等の端末調達や関連機器の取扱いについてもご教示ください。</p>	<p>委託事業で計上できる経費は、原則として、事業の遂行、成果物を取りまとめるに当たって必要な経費に限ります。本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン（スマートフォン、タブレット端末等を含む。）、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い事務機器等の購入は原則として認められません。</p> <p>ただし、</p> <p>① 委託事業で購入した研究用機械の制御装置や解析装置として付属されているパソコン、プリンタ等</p> <p>② 委託事業で取得したデータの保存・解析等のために専用で使用するパソコン、デジカメ等</p> <p>③ 調査現場で収集したデータの保存、事業遂行に必要な各種画像データの保存に必要なパソコン周辺機器等</p> <p>については、委託事業でのみ使用することを前提に、理由書等を作成しその必要性が明確である場合に限り計上することができます。ですのでリースの活用を積極的にご検討ください。</p>
20	<p>モデル地域の設定方法について</p> <p>モデルとなる都道府県、市町村、農業団体等については、提案者側で候補先を確保した上で提案する必要があるのか、採択後に協議の上で設定する想定かをご教示ください。あわせて、応募時点で連携同意書や内諾の提示が必要かもご教示ください。</p>	<p>モデル地域は採択後に農林水産政策研究所が候補を示して協議しますが、ご提案は承ります。ご提案の時点では、連携同意書や内諾は不要です。</p>
21	<p>実証の実施件数及び地域種類の考え方について</p> <p>仕様書では複数箇所での実施が示されていますが、最低限必要となる実証地点数、また平地・中山間、水田・畑作等の類型をどの程度網羅することが期待されているか、ご教示ください。</p>	<p>平地と中山間、水田と畑作の各類型は網羅していただきたいと考えています。複数の類型が一市町村内に存在する場合がありますのでその場合一つで構いません。各類型で異なる市町村を選ぶことになれば実証対象となる市町村は最低限4つとなります。</p>
22	<p>成果物の提出範囲について</p> <p>事業終了時に提出すべき成果物として、プログラム、ソースコード、実行環境定義書、操作マニュアル、設計書、研修資料、検証データ、調査バックデータ等のうち、どこまでを想定されているかをご教示ください。</p>	<p>成果物としては、お示しいただいたものはすべて必要だと考えております。自治体向けのものは分けて提出していただければと思います。</p>
23	<p>知的財産権及び再利用の考え方について</p> <p>成果物の著作権は農林水産省へ承継されると理解しておりますが、受託者が本事業で得た一般的なノウハウ、汎用的なコード部品、フレームワーク等を他案件で再利用することは可能でしょうか。再利用可能な範囲についてご教示ください</p>	<p>仕様書7に記載のとおり、この業務によって生じた納入物品に係る一切の著作権を農林水産政策研究所に譲渡いただきます。著作権の侵害にならない範囲での再利用は可能と考えています。</p>
24	<p>将来的な事業化の可否について</p> <p>本事業の成果又はその派生形を踏まえ、将来的に受託者が自治体向け等に有償サービスとして展開することは可能でしょうか。可能な場合、権利関係、表示方法、事前協議の要否、収益納付の要否など、留意事項があればご教示ください。</p>	<p>仕様書7に記載のとおり、この業務によって生じた納入物品に係る一切の著作権を農林水産政策研究所に譲渡いただきます。ご提案の時点ではどのような成果が得られるか不明のため、この規定等を基に協議を行いたいと考えております。</p>
25	<p>単年度契約を前提とした成果管理について</p> <p>本事業は年度単位の契約であり、次年度以降の継続が保証されないと理解しております。その場合、各年度末にどの水準まで成果を自己完結的に整理・納品しておくことが期待されるか、ご教示ください。</p>	<p>仕様書6に記載のとおり、年度ごとには、本事業の成果等を記載した委託事業実績報告書を提出いただきます。</p>
26	<p>情報セキュリティ及び個人情報等の取扱いについて</p> <p>実証で取り扱う農地情報や自治体保有データについて、利用可能なクラウド環境、外部サービス利用の可否、個人情報又は機微情報の想定有無、匿名化等の要件があればご教示ください。</p>	<p>モデル市町村決定後、3者で協議して決定することを検討します。</p>
27	<p>講習会の位置付けについて</p> <p>講習会等は、実証の一環として最低限実施すべき必須要件なのか、あるいは提案内容に応じて実施方法や回数を設計してよいのか、ご教示ください。</p>	<p>提案内容に応じて実施方法や回数を設計していただいて構いません。</p>